

第30期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時（受付開始予定：午前9時30分）

開催
場所

東京都中央区日本橋二丁目11番2号
太陽生命日本橋ビル 26階
Room 3、4

決議
事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

書面交付請求された株主様には、法令及び当社定款第16条に基づき、電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。

したがって、ご送付している書面の項番の記載は、インターネット上の当社ウェブサイト等に掲載しております資料と同一となっておりますので、ご了承ください。



株式会社テクノスジャパン

証券コード：3666

株主の皆さまへ

お客さま企業のデータドリブン経営を支援し、 DXでつながる社会の未来を切り拓く

当社は、1994年の創立以来、企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）を支援する先駆者として活動してまいりました。「企業・人・データをつなぎ、社会の発展に貢献する」というミッションを胸に「ERP×CRM×CBP」のトータルソリューションで、企業のデータドリブン経営を支援するビジネスを推進しています。

昨今、世界は物価上昇や為替の急激な変動、地政学リスクの高まり、気候変動など多くの課題に直面しています。予測が難しい社会情勢の中で、企業はこれまでになくスピーディかつ質の高い経営判断を求められています。データドリブン経営の実現はまさに喫緊の課題となっています。

このような時勢にあって、企業が持続可能な成長・発展を実現するには、企業内及び企業間のデータ利活用を推進することが大事になります。

当社は、「LEAD THE CONNECTED SOCIETY TO THE FUTURE」（つながる社会の未来を切り拓く）というビジョンのもと、企業の情報統合された在庫・財務管理とサプライチェーン・デマンドチェーン全体がデータでつながるエコシステムを形成し、業界全体の生産性向上や価値創造につながる世界を目指し、お客さま企業のデータドリブン経営の実現に伴走してまいります。

2024年6月

代表取締役 社長執行役員 吉岡 隆

(証券コード 3666)

2024年6月10日

(電子提供措置の開始日 2024年6月3日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
株式会社テクノスジャパン
代表取締役 社長執行役員 吉岡 隆

第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(<https://www.tecnos.co.jp/ir/library/ir-library-general-meeting/>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記ウェブサイトへアクセス後、当社名又は証券コードを入力・検索していただき、「基本情報」[縦覧書類/PR情報]を順にご選択の上で、ご覧ください。

株主の皆さまにおかれましては、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができます。お手数ながら、電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2024年6月24日（月曜日）午後6時までに到着するよう同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上でご返送いただくか、または後記の「議決権行使についてのご案内」に記載の方法により、インターネット等で議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 日時 2024年6月25日(火曜日) 午前10時 (午前9時30分受付開始予定)
- 2 場所 東京都中央区日本橋二丁目11番2号 太陽生命日本橋ビル 26階 Room 3、4
- 3 目的事項 **報告事項** (1) 第30期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第30期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)5名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
-

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・事業報告の「5. 業務の適正を確保するための体制」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

企業理念



MISSION

企業・人・データをつなぎ
社会の発展に貢献する



VISION

LEAD THE CONNECTED
SOCIETY TO THE FUTURE



VALUES

顧客志向・グローバル志向
個性融合のチームワーク
創造、変革、改善

招集ご通知の書面をご希望する場合のお申込みについて

本定時株主総会の招集ご通知の印刷書面*をご希望の場合、招集通知送付受付ウェブサイトより以下のログインID、パスワードをご入力の上、お申込みください。

*書面交付請求をされた株主様にお送りしている内容と同様になります。



招集通知送付受付ウェブサイト <https://d.srdb.jp/3666/2406/>

受付期間 2024年6月10日(月)0時~2024年6月19日(水)23時59分まで

お申込み方法

- ①上記ウェブサイトへアクセスし、ログインID・パスワードを入力してログイン。
- ②ログイン後、ご希望の送付先住所、氏名、メールアドレスを入力し、確認ボタンをクリック。
- ③②で登録した内容をご入力いただいたメールアドレスに届きますので、確定用のURLをクリック。

※メールで届く確定用のURLをクリックしないと登録完了になりませんので、必ずメールをご確認ください。

※登録内容に誤りがある場合は、①からやり直してください。

- ④受付完了画面に目安となる納期が表示され、受付完了メールが届きます。
その後、ご入力いただいた住所宛てに書面が送付されます。

ログインID及びパスワードについて

The image shows a proxy statement form for OOOO株式会社. The form includes a table for shareholder information and a section for login details. Two callouts point to specific fields:

- ログインID: Points to the field containing the shareholder number (株主番号).
- パスワード: Points to the field containing the postal code (郵便番号).

●ログインID 議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」

●パスワード 議決権行使書用紙に記載されている「郵便番号(ハイフンなし)」

※3月末以降に住所変更のお届けをされている場合は、3月末時点の登録ご住所の郵便番号をご入力ください。

※一度お申込みいただいた場合、二回目以降の登録はできません。

※メールアドレスに誤りがあると、登録確認のメールをお届けすることができません。

ご登録の際は、必ずメールが受信できる正しいメールアドレスをご入力ください。

※迷惑メールフィルターなどで受信を制限されていると、登録内容確認用のメールを受信することができない場合があります。

「@srdb.jp」のドメインを受信可能な状態にしてください。

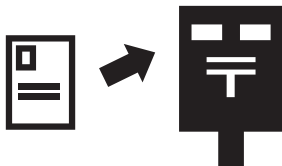
※ご提供いただきました情報は、本件以外に使用することはございません。

次回の株主総会以降も書面のご送付を希望される場合は、別途、証券会社または株主名簿管理人に「書面交付請求」のお手続きをお申し出ください。

議決権行使についてのご案内

7ページ以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、議決権行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。

議決権行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後6時到着分まで

インターネット等による議決権行使



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご覧ください。▶

議決権行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後6時まで

株主総会へ出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

議決権行使のお取扱いに関するご注意

- 議決権行使書において、議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛」の表示があったものとして取扱うこととさせていただきます。
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

議決権の行使システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

☎ 0120-173-027

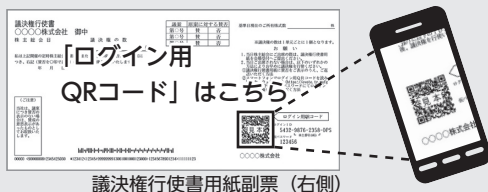
（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

インターネット等による議決権行使のご案内

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

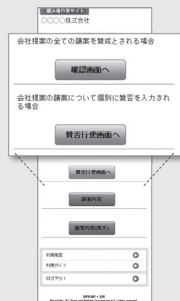
「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1. QRコードを読み取る



お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書用紙副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2. 以降は画面の案内に従って賛否を選択ください。



① ご注意

- ・毎日午前2時30分～午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- ・議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、通信料金等)は、株主様のご負担となります。

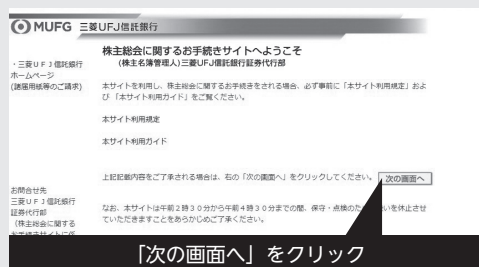
機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

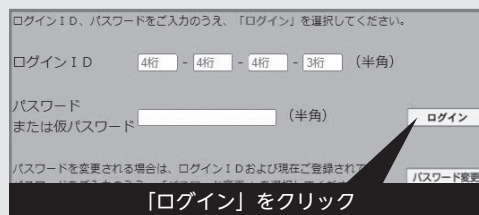
ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



2. お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

監査等委員でない取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案において、監査等委員会からの意見はございませんでした。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名			現在の 当社における地位	取締役 在任年数	取締役会への 出席状況
1	再任	よし 吉	おか 岡	たかし 隆	代表取締役 社長執行役員	7年	100% (15回/15回)
2	新任	いし 石	だ 田	みのも 実	経営執行役員	—	—
3	再任	こ 小	ばやし 林	きよし 希与志	取締役 経営執行役員	10年	100% (15回/15回)
4	再任	おお 太	た 田	ともこ 知子	社外取締役 独立役員	取締役	5年 (15回/15回)
5	新任	おか 岡	こう 浩	じ 治	社外取締役 独立役員	—	—

1

よし おか
吉岡たかし
隆

(1976年11月16日)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年 4月	当社入社
2013年 4月	当社東日本ソリューションセンター長 SCMグループ長
2014年10月	当社執行役員 東日本ソリューションセンター長
2016年 4月	当社執行役員 西日本ソリューションセンター長
2016年 6月	当社執行役員常務
2016年11月	当社ソリューションセンター長
2017年 4月	当社執行役員社長
2017年 6月	当社代表取締役執行役員社長
2019年 6月	当社代表取締役社長
2023年 3月	ブレインセラーズ・ドットコム株式会社 代表取締役社長
2023年 4月	当社代表取締役 社長執行役員、CEO 兼 COO (現任)

■ 所有する当社の株式の数
71,300株

■ 取締役候補者とした理由

当社の属する事業分野に高い見識を有しており、2017年6月より当社代表取締役としてグループ経営を統括・牽引し、当社の企業価値向上に貢献しております。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

2 いし だ みのる
石田 実 (1962年12月28日)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月	GE横河メディカルシステムズ株式会社（現、GEヘルスケア・ジャパン株式会社）入社
2003年 4月	当社入社
2009年 4月	当社第二ERPシステム事業部長
2010年 6月	当社執行役員
2011年10月	当社東京ソリューションセンター長
2013年 4月	当社執行役員常務
2014年10月	当社ソリューション営業統括長
2016年 6月	沖縄テクノス株式会社 代表取締役社長（現任）
2017年 6月	当社取締役
2018年 4月	当社ソリューションセンター管掌
2019年 4月	当社ソリューションセンター 東日本本部、西日本本部、セールス・アライアンス本部管掌
2019年10月	当社西日本本部、東日本第一本部、セールス・アライアンス本部管掌
2020年 4月	当社営業部門管掌
2021年 4月	当社営業・調達・アライアンス部門管掌
2022年 4月	当社デジタルソリューション統括責任者、デジタルソリューション管掌
2023年 4月	当社経営執行役員（ERPソリューション管掌）
2024年 4月	当社経営執行役員（グループ会社連携統括）（現任）

■ 所有する当社の株式の数
 25,300株

重要な兼職の状況 沖縄テクノス株式会社 代表取締役社長
 沖縄ソフトウェアセンター株式会社 取締役（非常勤）

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり、営業部門の責任者として事業に携わり、当社の属する事業分野に精通し、当社の経営に貢献しております。これらの実績と見識を当社の経営に活かせるものと判断し、選任をお願いするものであります。

3

こばやし
小林きよし
希与志

(1964年8月11日)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月	ハリマセラミック株式会社（現、黒崎播磨株式会社）入社
2001年4月	ハリマシステムクリエイト株式会社（現、株式会社サイプレス・ソリューションズ）転籍
2007年11月	神戸テクノス株式会社（現、当社）入社
2010年4月	当社経営企画室長
2012年6月	当社執行役員
2013年4月	当社管理統括長兼経営企画室長
2014年1月	当社管理グループ長
2014年6月	当社取締役（現任）
2015年4月	当社管理部門管掌
2016年6月	沖縄テクノス株式会社 取締役
2017年2月	株式会社テクノスグローバルカンパニー 取締役
2017年4月	当社管理統括グループ長
2018年10月	当社管理部門管掌
2019年4月	当社管理本部管掌
2020年1月	株式会社アック（現、当社） 監査役
2020年4月	当社管理部門管掌
2022年4月	当社経営管理部門統括責任者、経営管理部門管掌
2023年4月	当社経営執行役員（経営全般）、CFO（現任）

■ 所有する当社の株式の数
32,000株

■ 取締役候補者とした理由

財務、人事分野をはじめコーポレート部門における豊富な経験と高い見識を有し、当社の経営に貢献しております。これらの実績と見識を当社の経営に活かせるものと判断し、選任をお願いするものであります。

4

おお とも こ
太田 知子

(1969年9月7日)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年4月	経済産業省 入省
2002年8月	米国 プリンストン大学留学
2004年7月	経済産業省復帰
2010年6月	外務省へ出向 在ジュネーブ国際機関日本政府代表部 参事官
2013年7月	経済産業省復帰 貿易経済協力局貿易管理部特殊関税等調査室 室長
2017年8月	弁理士登録 中村合同特許法律事務所入所（現任）
2019年6月	当社取締役（現任）

■ 所有する当社の株式の数

—

重要な兼職の状況 中村合同特許法律事務所 弁理士

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

直接企業経営に携わられた経験はありませんが、経済産業省での豊富な経験や弁理士としての高い見識を有されており、経営全般に対して適切なお助言をいただいていることから、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただくと判断しております。今後も、当該視点から当社に対して監督機能を果たしていただくことを期待して、選任をお願いするものであります。

5

おか
岡こう
じ
浩治

(1962年11月1日)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月	富士通株式会社 入社
2007年 6月	同社 エネルギーシステム事業部長
2016年 6月	同社 社会基盤システム事業本部長
2019年 6月	株式会社富士通ビー・エス・シー 代表取締役副社長
2020年 4月	同社 代表取締役社長
2021年 4月	株式会社プロシップ 入社 ソリューション開発本部長補佐
2023年 4月	同社 ソリューション開発第二本部長 (現任)
2023年 6月	同社 取締役 (現任)

■ 所有する当社の株式の数

—

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり社会基盤を中心としたシステムソリューションに多くの知見を蓄えており、また、経営者の視点より様々な改革に取り組んでおります。これらの豊富な経験と見識を踏まえ、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。

- (注) 1. 候補者岡浩治氏は新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 候補者太田知子氏及び岡浩治氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、太田知子氏は5年となります。
4. 当社は候補者太田知子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ておりますが、本総会において同氏の選任が承認され社外取締役として就任した場合、引き続き、同氏を独立役員として指定する予定であります。また、候補者岡浩治氏の選任が承認された場合においても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社定款の規定に基づき、当社と候補者太田知子氏は会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。同氏が再任された場合には、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、候補者岡浩治氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は各候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2024年12月に更新予定であります。当該保険契約の内容の概要については、事業報告「3. 会社役員に関する事項 3-3. 役員等賠償責任保険の内容の概要」に記載のとおりです。なお、各候補者のうち、再任の候補者については既に当該保険契約の被保険者となっており、本総会において再任が承認された場合は、引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については、本総会においての選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれる予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

1

くぼ た しげる
窪田 茂

(1955年5月14日)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月	日本電子開発株式会社（現、キーウェアソリューションズ株式会社）入社
1985年4月	ソフトウェア・コンサルタント株式会社（現、株式会社エスシーシー）へ転籍
1995年7月	システムソフトウェアアソシエイツジャパンリミテッド入社
1997年4月	アドビシステムズ株式会社入社
2000年6月	日本エクセロン株式会社入社
2001年4月	当社入社
2004年7月	当社執行役員
2009年6月	当社取締役 営業推進本部長
2011年6月	沖縄テクノス株式会社 代表取締役社長
2016年6月	当社常勤監査役
2020年6月	当社取締役（監査等委員）（現任）

■ 所有する当社の株式の数
37,100株

■ 取締役候補者とした理由

当社における幅広い分野に精通し、また、子会社の社長に携わった豊富な経験を有しております。これらのことから、監査等委員である取締役として客観的な立場で業務執行に対する監査などを行うことができると判断し、選任をお願いするものであります。

2 おお しま よし たか
大嶋 義孝 (1952年2月22日)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年4月	川崎重工業株式会社 入社
2005年4月	バンドー化学株式会社入社
2008年4月	同社執行役員経営情報システム部長
2009年4月	同社執行役員財務部長
2016年4月	同社顧問
2018年8月	コンサルティング大嶋 所長（現任）
2019年4月	株式会社トーホー 社外取締役
2019年6月	当社取締役
2020年6月	当社取締役（監査等委員）（現任）
2023年1月	株式会社ドリーム神戸 代表取締役社長（現任）

■ 所有する当社の株式の数
2,700株

重要な兼職の状況 コンサルティング大嶋 所長
株式会社ドリーム神戸 代表取締役社長

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

バンドー化学株式会社で執行役員として財務部長を務めるなど、経理・財務・資本政策に精通されており、その豊富な経験と高い見識を活かして、取締役会及び監査等委員会において積極的なご発言やご助言をいただいていることから、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。今後も、公正中立な第三者的立場から、客観的に当社に対する監督・監査機能を果たしていただくことを期待して、選任をお願いするものであります。

3

み よし
三好りん た ろう
林太郎

(1957年5月4日)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

■ 所有する当社の株式の数

—

1981年4月	ソニー株式会社（現、ソニーグループ株式会社）入社
2003年4月	同社本社経営企画部門長
2004年6月	Sony Electronics Inc.（米国）EVP、CFO
2010年9月	ソニー株式会社VP、本社トランスフォーメーションマネジメントオフィス室長
2012年4月	同社VP、デジタルイメージング事業本部経営企画部門長
2014年4月	同社VP、索尼（中国）有限公司（ソニー・チャイナ）董事・CFO
2017年9月	株式会社UKCホールディングス（現 株式会社レスター）特別顧問
2017年10月	同社グループ上席執行役員CFO、管理部門担当
2018年6月	同社取締役（管理管掌）CFO
2019年4月	同社取締役 専務執行役員
2020年4月	同社代表取締役
2022年7月	同社取締役（監査等委員）
2022年10月	同社アドバイザー

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

グローバルエレクトロニクス企業において経営企画に係る要職やCFOを歴任するなど、豊富な経験と見識に基づき、当社の経営を監督・監査していただくことが、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化につながるものと判断しております。また、同氏のこのような知見が一層の適正監査に有効に機能するものと期待して、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 三好林太郎氏は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 候補者大嶋義孝氏及び三好林太郎氏は、社外取締役候補者であります。
なお、大嶋義孝氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は候補者大嶋義孝氏を東京証券取引所規定の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。また、候補者三好林太郎氏が原案どおり選任された場合は、新たに独立役員となる予定であります。
5. 当社定款の規定に基づき、当社は候補者大嶋義孝氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。本総会において大嶋義孝氏の再任が承認された場合には、当社は同契約を継続する予定であります。また、当社は三好林太郎氏の選任が承認された場合には、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、監査等委員である取締役の各候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2024年12月に更新予定であります。当該保険契約の内容の概要については、事業報告「3. 会社役員に関する事項 3-3. 役員等賠償責任保険の内容の概要」に記載のとおりです。なお、各候補者のうち、再任の候補者については既に当該保険契約の被保険者となっており、本総会において再任が承認された場合は、引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については、本総会においての選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含められる予定であります。

【ご参考】取締役の多様性

当社の取締役が有している専門知識や経験は以下のとおりです。

氏名			現在の当社における 地位及び担当	専門性							
				経営	業界	人財	財務	営業	法務	国際	統制
よし	おか	たかし	代表取締役 社長執行役員 業務執行	◎	○	○					
いし	だ	みのる	取締役 経営執行役員 業務執行		○			◎			
こ	ばやし	きよし	取締役 経営執行役員 業務執行			○	◎				○
おお	た	とも	社外取締役 監督機能、独立役員						◎	○	
おか		こう	社外取締役 監督機能、独立役員	○	◎	○					
くぼ	た	しげる	取締役・監査等委員 監督機能、監査機能					◎		○	○
おお	しま	よし	社外取締役・監査等委員 監督機能、監査機能、 独立役員	○			◎				○
み	よし	りん	社外取締役・監査等委員 監督機能、監査機能、 独立役員			○	○			◎	○

主スキル：◎

経営：企業経営、経営戦略
財務：財務・会計、資本政策
国際：海外経験、国際事業

副スキル：○

業界：ICT、業界知識
営業：営業、マーケティング
統制：内部統制、リスクマネジメント、ガバナンス
人財：人事・労務、人材開発
法務：法務、行政

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

おか
岡

こう じ
浩 治

(1962年11月1日)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月	富士通株式会社 入社
2007年6月	同社 エネルギーシステム事業部長
2016年6月	同社 社会基盤システム事業本部長
2019年6月	株式会社富士通ビー・エス・シー 代表取締役副社長
2020年4月	同社 代表取締役社長
2021年4月	株式会社プロシップ 入社 ソリューション開発本部長補佐
2023年4月	同社 ソリューション開発第二本部長（現任）
2023年6月	同社 取締役（現任）

■ 所有する当社の株式の数

—

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり社会基盤を中心としたシステムソリューションに多くの知見を蓄えており、また、経営者の視点より様々な改革に取り組んでおります。これらの豊富な経験と見識を踏まえ、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

なお、同氏は第1号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員でない取締役就任に就任する予定ですが、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合、当該取締役を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。

2. 岡浩治氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 岡浩治氏は、株式会社プロシップの取締役に務め、経営者としての豊富な経験と見識を活かし、当社の社外取締役として経営全般に対し適切な助言をいただけることを期待し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断いたしますので、選任をお願いするものであります。
4. 岡浩治氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は、新たに当社定款の規定に基づき、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害及び費用を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の内容の概要については、事業報告「3. 会社役員に関する事項 3-3. 役員等賠償責任保険の内容の概要」に記載のとおりです。なお、岡浩治氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及び成果





当連結会計年度（2023年4月1日～2024年3月31日）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類に移行したことにより、一定の正常化の動きを見せております。一方で、物価の継続的な上昇など、経済の先行きは依然として不透明な状態が続いております。このような環境下でも、各企業は規模や業種を問わず、ビジネスモデルの変革や生産性向上といった課題解決に、デジタルトランスフォーメーション（DX）を通じて積極的に取り組んでいます。

このようなビジネス環境において、当社グループは、ERP（基幹システム）、CRM（顧客関係管理）、CBP（自社開発のプラットフォーム）を組み合わせたDXビジネスを展開しており、クラウドサービスであるCBPは積極的な投資による増強やマーケティングの強化を継続的に行っております。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高12,639,296千円（前年同期比14.6%増）、営業利益1,488,654千円（同14.7%増）、経常利益1,546,040千円（同13.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,372,200千円（同52.1%増）となりました。

なお、当社は2024年4月27日に設立30年を迎えました。これもひとえに、株主の皆様をはじめ関係各位の温かいご支援の賜物と心から深く感謝申し上げます。つきましては、株主の皆様へ感謝の意を表するため、2024年3月期の期末配当金について、1株当たり2.0円の記念配当を実施させていただくことといたしました。

この結果、当連結会計年度の利益配当金は1株18.0円といたします。

 売上高	12,639,296千円 前期比14.6%増	 経常利益	1,546,040千円 前期比13.9%増
 営業利益	1,488,654千円 前期比14.7%増	 親会社株主に帰属する 当期純利益	1,372,200千円 前期比52.1%増

1-2. 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は7,448千円で、その内訳は工具、器具及び備品6,848千円、ソフトウェア600千円であります。これは主に、海外子会社におけるIT人材の積極採用に伴うPC等の取得、及び国内におけるオフィス機器やサーバの導入、業務管理ツールの機能強化等によるものであります。

なお、設備投資額には、資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。

1-3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

1-4. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

1-5. 対処すべき課題

当社グループは、継続的な成長と事業拡大を進めるにあたって以下の4点が経営課題であると認識しております。

(1) デジタルトランスフォーメーション（DX）推進ビジネスへの取り組み強化

当社グループでは、ERP（基幹業務システム）とCRM（顧客管理システム）で構成されるシステムコンサルティング&インテグレーションと、当社独自開発の企業間協調プラットフォームCBP（Connected Business Platform、以下CBP）を組み合わせたトータルソリューションによる企業の「データドリブンの経営・業務」を確立していくことを目指しております。近年、企業におけるDXの推進が盛んとなっており、ERP/CRMの市場性も上昇トレンドにあります。また、EDIを中心とした受発注業務の効率化やクラウド化の需要も高まっております。そのような市場動向やお客さまニーズに応えるため、当社グループでは、マーケティングから開発・販売、さらにはサポート活動まで一貫したソリューション・サービスの提供体制をトータルに整えることと併せてCBPの研究開発を進め、企業同士がシームレスにつながる社会を目指して、お客さまのDX化の支援に取り組んでまいります。

(2) グローバルビジネスの拡大

経済のグローバル化が加速する中で、企業のグローバル化とそれを支えるシステムのグローバル化への対応は喫緊の課題となっております。テクノスグループでは、これまで北米市場にビジネス圏を拡大してまいりました。引き続き、企業のグローバル化に対するシステム支援サービスを拡充してまいります。また、M&Aによりグローバルビジネスを拡大させてきた当社グループでは、内部体制、コンプライアンスへの取り組みを徹底し、グループ全体のコーポレート・ガバナンス強化並びに内部管理体制の強化を図ってまいります。

(3) 人材の確保と人材価値向上策の推進

当社の属する情報サービス産業におきましては、これまでより人的リソースの不足やスキルアップが大きな課題となっております。当社グループでも優秀なIT人材確保とその育成が重要な課題であると認識しており、特に、プロジェクト運営の軸となるプロジェクトマネージャの育成、成長戦略に沿ったシステム構築に必要なシステムデザイン力とデータモデリング力、それらと合わせ製品開発力やコンサルティング力を備えた技術者の育成に中長期的に取り組んでいます。

このような考え方のもと、当社グループでは人材育成体系の整備、人事制度の再構築を進め、その中で、OKR、1on1、360度フィードバックなどを組み合わせたパフォーマンスマネジメントを導入し、運用を開始しております。また、日本、北米、インドのグループ拠点間で技術力と提案力、そして人間力を備えた人材育成の一層の強化を図ってまいります。

(4) 柔軟な組織運営

国際競争の激化、少子・高齢化の進行、雇用形態の多様化など、企業を取り巻く環境が大きく変化する中で経営環境に的確に順応するため、経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報・時間）の有効活用とマーケティング、研究・開発、組織・チーム・人材の活性化、さらにはエンゲージメント向上の取り組みを通じた柔軟かつ躍動感溢れる組織運営に努めてまいります。

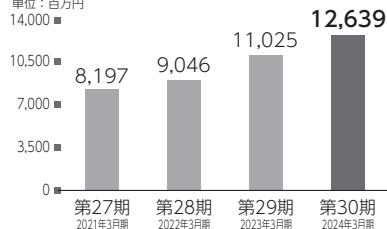
1-6. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第27期 (2021年3月期)	第28期 (2022年3月期)	第29期 (2023年3月期)	第30期 (2024年3月期)
売 上 高 (千円)	8,197,365	9,046,822	11,025,529	12,639,296
経 常 利 益 (千円)	958,825	1,191,041	1,356,934	1,546,040
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	661,247	650,526	901,957	1,372,200
1株当たり当期純利益 (円)	33.53	32.98	46.84	71.48
総 資 産 (千円)	6,550,960	6,803,496	9,867,377	9,897,785
純 資 産 (千円)	4,974,968	5,308,949	6,564,373	7,298,759

(注) 第28期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用したことに伴い、第28期以降の財産及び損益の状況につきましては、当該会計基準等適用後の金額を記載しております。

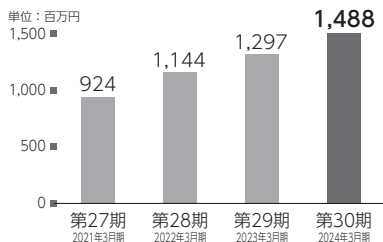
■ 売上高

単位：百万円



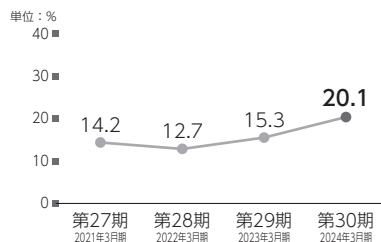
■ 営業利益

単位：百万円



■ ROE

単位：%



1-7. 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
沖縄テクノス株式会社	100,000千円	100%	ソフトウェアの設計・開発
ブレインセラーズ・ドットコム株式会社	90,879千円	100%	ソフトウェアの開発・販売等
Tecnos Global Company of America, Inc.	4,500,000USD	100%	米国における最新のICT技術動向のリサーチほか
Lirik, Inc.	370,390.97USD	95%	情報システムのコンサルティング・企画・設計・開発等
Lirik Infotech Private Limited	500,000INR	95%	情報システムの設計・開発等
Lirik Software Services Canada Ltd.	5,000CAD	95%	情報システムのコンサルティング・企画・設計・開発等

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

1-8. 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社グループでは、ERP（基幹業務システム）とCRM（顧客管理システム）で構成されるシステムコンサルティング&インテグレーションを事業の中核としております。さらに、当社独自開発の企業間協調プラットフォームであるCBPを組み合わせ、トータルソリューションとしてDXのコンサルティング、並びにシステムブランドデザイン、要件定義、設計、開発、保守・サービスまでを一貫してお客さまに提供しております。

1-9. 主要な事業所（2024年3月31日現在）

本社：東京都新宿区西新宿

イノベーションセンター：東京都中央区

中部オフィス：愛知県名古屋市中区

関西オフィス：大阪府大阪市北区

沖縄テクノス株式会社：沖縄県那覇市

ブレインセラーズ・ドットコム株式会社：東京都千代田区

Tecnos Global Company of America, Inc.：米国カリフォルニア州

Lirik, Inc.：米国カリフォルニア州

Lirik Infotech Private Limited : インドハリヤーナ州

Lirik Software Services Canada Ltd. : カナダブリティッシュコロンビア州

1-10. 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
735名	80名増加

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む) であります。
2. 前連結会計年度に比べて従業員数が80名増加しております。主な理由は、株式取得により2023年1月16日付でブレインセラーズ・ドットコム株式会社を子会社化したことに伴い、同社を連結の範囲に含めたこと、及び市場におけるデジタルトランスフォーメーション (DX) 推進に向けた旺盛な需要への対応を目的として、積極的な採用を行ったこと等によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
414名	41名増加	35.6歳	7.1年

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む) であります。
2. 前事業年度に比べて従業員数が41名増加しております。主な理由は、市場におけるデジタルトランスフォーメーション (DX) 推進に向けた旺盛な需要への対応を目的として、積極的な新卒採用を行ったこと等によるものであります。

1-11. 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	450,000千円

1-12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

取締役等の指名及び報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置しております。

また、2023年4月より、テクノスグループ全体の経営・業務執行に係る機能と監視・監督機能をより明確に分離するとともに、業務執行の迅速化と効率化を図ることを目的に、従来の雇用型の執行役員制度に加え、新たに委任型執行役員制度を導入しております。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 67,200,000株
- ② 発行済株式の総数 20,400,000株
- ③ 株主数 10,744名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
徳平 正憲	1,968,000株	10.25%
株式会社NS	912,000株	4.75%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	827,700株	4.31%
山口 幸平	720,000株	3.75%
テクノスジャパン従業員持株会	330,700株	1.72%
ビジネスエンジニアリング株式会社	308,700株	1.60%
千葉 孝紀	253,200株	1.31%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	248,600株	1.29%
JPモルガン証券株式会社	229,243株	1.19%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	228,300株	1.19%

(注) 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式 (自己株式1,203,545株を除く) の総数に対する割合であり、小数第3位以下を切り捨てて表示しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

(1) 従業員に対する譲渡制限付株式付与に伴う自己株式の処分

取締役会決議日	2023年5月30日	2024年1月30日
処分した株式の種類及び数	当社普通株式 3,346株	当社普通株式 4,695株
処分価額の総額	2,276,850円	3,170,662円
処分した日	2023年7月7日	2024年3月1日

(2) 取締役に対する業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット）

当社は、2022年6月24日開催の第28期定時株主総会決議に基づき、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）に対する業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット）を導入しております。内容につきましては、事業報告「3. 会社役員に関する事項 3-4. 当事業年度に係る取締役の報酬等の額」をご参照ください。

なお、当事業年度においてパフォーマンス・シェア・ユニットとして交付された株式数はありません。

3. 会社役員に関する事項

3-1. 取締役の氏名等（2024年3月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役	吉岡 隆	社長執行役員 CEO兼COO	
取締役	山下 誠	経営執行役員（経営全般、社長補佐）	Tecnos Global Company of America, Inc. CEO Lirik, Inc. CHAIRMAN Lirik Infotech Private Limited DIRECTOR Lirik Software Services Canada Ltd. DIRECTOR
取締役	小林 希与志	経営執行役員（経営全般） CFO	
取締役	堀部 保弘		PCIホールディングス株式会社 専務取締役 専務執行役員 株式会社リーフネット 取締役
取締役	太田 知子		中村合同特許法律事務所 弁理士
取締役 監査等委員	窪田 茂		
取締役 監査等委員	毛利 正人		ベルトラ株式会社 社外取締役 監査等委員 株式会社Success Holders 社外取締役 監査等委員 東洋大学国際学部 教授
取締役 監査等委員	大嶋 義孝		コンサルティング大嶋 所長 株式会社ドリーム神戸 代表取締役社長

- (注) 1.取締役堀部保弘氏、太田知子氏、毛利正人氏及び大嶋義孝氏は社外取締役であり、4名とも東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
- 2.取締役窪田茂氏は常勤の監査等委員であります。
常勤の監査等委員を選定している目的は、社内事情に精通した者が取締役会以外の重要な会議等へ出席するほか、会計監査人、内部監査部門等との連携を図ることで、監査等委員会による監督・監査の実効性を高めるためであります。
- 3.監査等委員大嶋義孝氏は、他社において執行役員として財務部長を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 4.堀部保弘氏、太田知子氏、毛利正人氏及び大嶋義孝氏の4名が兼職している他の法人等と当社の間には、特別の利害関係はありません。

3-2. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3-3. 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることにより生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求については、当該保険契約により填補されない等の免責事由があります。

なお、当該保険契約の被保険者は当社の取締役であり、被保険者がその保険料の1割を負担しております。

3-4. 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

当社は、役員報酬制度をコーポレート・ガバナンスにおける重要な事項と位置付け、公平性、透明性及び合理性の高い報酬体系とするため、2021年5月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の見直しについて決議しております。

当社の役員報酬等の額及びその算定方法並びに個人別の報酬等の内容の決定方針については、取締役会の諮問機関であり、社外取締役を委員長とする独立した指名・報酬委員会 で十分な審議を経て、その答申を受けたのちに、取締役会の決議により決定することとしております。

また、監査等委員である取締役の報酬等の額については、監査等委員の協議により決定することとしております。

なお、指名・報酬委員会では、取締役の個人別の報酬等の内容と決定方針の整合性等を

確認した上で答申しており、取締役会も基本的にその答申が尊重されていることを確認しているため、取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は、次のとおりであります。

<基本方針>

- ・テクノスグループのミッション、ビジョンを実践する優秀な人材を登用できる報酬であること。
- ・持続的な企業価値の向上を動機づけるものである報酬体系であること。
- ・株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる、公平性、透明性及び合理性の高い報酬体系と決定プロセスであること。

<報酬の水準>

当社の役員報酬の水準は、当社の経営環境及び外部データによる水準を調査・分析した上で、基本方針に基づき設定することとしております。

<報酬の構成>

報酬の構成は、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）については、役割と責任に応じた固定報酬である「基本報酬」、単年度の業績に応じて変動する金銭報酬としての「業績連動報酬」、及び中長期の企業価値と連動する非金銭報酬としての株式報酬制度である「パフォーマンス・シェア・ユニット」で構成することといたします。

それぞれの報酬の比率については、「業績連動報酬」及び「パフォーマンス・シェア・ユニット」が業績により大きく変動することから、具体的な割合は定めておりません。

また、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬のみで構成いたします。

なお、当事業年度においては、金銭報酬として毎月一定額支給する固定報酬である「基本報酬」と、非金銭報酬として当事業年度に費用計上すべき「パフォーマンス・シェア・ユニット」で構成されており、取締役の個人別の報酬等の額全体に対する「基本報酬」と「パフォーマンス・シェア・ユニット」の額の構成割合は、9：1程度です。

<業績連動報酬>

当社は、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の企業価値・業績向上に対する意識を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対し、短期の業績連動報酬として賞与を支給することとしており、その算定方法等は次のとおりです。

（業績連動報酬の算定方法）

1. 評価対象とする業績指標は、適時開示対象項目のうち連結経常利益とします。
2. 業績連動報酬は、実績が当初計画（決算短信における連結業績予想発表値）を30百万円以上超過する場合に実施することとします。ただし、親会社株主に帰属する当期純利益が当初計画の一定割合に達しない場合は除きます。
3. 配分原資は、超過額の1/3を上限とします。
4. 各取締役及び経営執行役員に対する業績連動給与額の配分比率は、原資を各取締役・経営執行役員の基本報酬月額比率で配分することとし、見込み額を役員賞与引当金として計上することとします。

<パフォーマンス・シェア・ユニット>

当社は、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」といいます）の報酬と会社業績との連動性をより明確にすることで、対象取締役に對して業績目標の達成及び当社の企業価値の持続的な向上に対するインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、株式報酬型ストックオプション制度に代えて、新たに業績連動型株式報酬制度であるパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた報酬制度を2022年に導入しております。その算定方法等の概要は、次のとおりです。

（2022年度に係る本制度の内容）

2022年度においては、中期経営計画（2023年3月期～2025年3月期）における達成目標を踏まえたインセンティブとして、2022年5月13日開催の取締役会において本制度の内容を次のとおり決めました。

(a) 評価期間

当社の中期経営計画（2023年3月期～2025年3月期）の対象期間である2022年4月1日から2025年3月31日までの期間（以下「評価期間」といいます。）とします。なお、取締役会の決定により、評価期間の途中で新たに取締役に就任した者も対象取締役に加えることができるものとします。

(b) 株式の交付の条件

当社は、対象取締役に対し、対象取締役が評価期間中継続して当社の取締役の地位にあることを条件として、評価期間終了後に、評価期間の業績目標達成度に応じて算定される数の当社株式を交付します。ただし、評価期間の途中で新たに当社の取締役に就任した対象取締役は取締役に就任した日から、当社の取締役会が正当と認める理由により退任した対象取締役は当該退任した日まで、継続して当社の取締役の地位にあることを条件とします。なお、対象取締役が本制度に基づく株式の交付又は金銭の支給を受ける前に死亡した場合には、対象取締役は、本制度に基づく株式の交付又は金銭の支給を受ける権利を取得せず、又は株式の交付又は金銭の支給を受ける権利を喪失します。

(c) 交付する当社株式の数の算定方法

本制度に基づき対象取締役に交付する当社株式の数（以下「最終交付株式数」といいます。）は、下記「1.報酬等の算定方法」のとおり算定します。

(d) 当社株式の交付時期

本制度に基づく当社株式の交付は、評価期間の最終日を含む事業年度が終了した後当該事業年度に係る計算書類の内容が会社法の規定に基づき定時株主総会へ報告される日（以下「権利確定日」といいます。）から2か月以内に行います。

(e) 当社株式の交付方法

本制度に基づく当社株式の交付は、権利確定日から1か月以内に行われる取締役会決議（以下「交付取締役会決議」といいます。）に基づき、取締役の報酬等として金銭の払込み又は財産の給付を要しない方法で行います。

(f) 組織再編等が行われた場合

交付取締役会決議前に次の(ア)ないし(カ)に掲げる事項（以下「組織再編等」といいます。）が当社の株主総会（ただし、(イ)において当社の株主総会による承認を要さない場合及び(カ)においては、当社の取締役会）で承認（当該承認の日を、以下

〔組織再編等承認日〕といえます。) された場合 (ただし、次の(ア)ないし(カ)に定める日が本制度に基づく株式の交付の完了より前に到来することが予定されているときに限ります。)、当社は、最終交付株式数の株式に代えて、対象取締役に対し、下記<組織再編等が行われた場合の支給金額の算定方法>により算出された金額の金銭を支給します。かかる金銭の支給は、組織再編等承認日から20日以内に行われるものとしします。

- (ア) 当社が消滅会社となる合併契約
合併の効力発生日
- (イ) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画 (当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限ります。)
会社分割の効力発生日
- (ウ) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画
株式交換又は株式移転の効力発生日
- (エ) 株式の併合 (当該株式の併合により対象取締役に関する基準交付株式数が1株に満たない端数のみとなる場合に限ります。)
株式併合の効力発生日
- (オ) 当社株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得
会社法第171条第1項第3号に規定する取得日
- (カ) 当社株式を対象とする株式売渡請求 (会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味します。)
会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日

1.報酬等の算定方法

本制度に基づき各対象取締役に交付される株式の数は、(a)対象取締役の役位等を踏まえて設定した基準交付株式数に、(b)取締役会で定める業績指標の目標達成度等を乗じ、(c)評価期間に占める対象取締役の在任期間を踏まえた合理的な調整を行うことで決定いたします。

$$\begin{aligned} & \text{最終交付株式数 (※1、2、3、4)} \\ & = (a)\text{基準交付株式数} \times (b)\text{株式交付割合} \times (c)\text{在任期間比率} \end{aligned}$$

- ※1 計算の結果、100株未満の端数（小数点も含みます。）が生じた場合には、これを切り上げます。
- ※2 当社株式の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、最終交付株式数を併合・分割の比率を乗じて調整します。
- ※3 対象取締役に交付する当社株式の総数が年間80,000株を超える場合又は対象取締役に交付する当社株式に係る報酬額の総額が年額75百万円を超える場合には、各対象取締役の最終交付株式数を按分比例により各上限を超えないよう減少させます。
- ※4 個人別の交付株式数の上限及び報酬額の上限は次のとおりとし、計算の結果これを超過する場合には、最終交付株式数は交付株式数の上限数、支給する報酬額は報酬額の上限金額とします。なお、必要がある場合には上記※3の調整を行います。

役位	交付株式数の上限数	報酬額の上限金額
代表取締役	13,200株	18,300,000円
代表取締役以外の取締役	10,200株	14,175,000円

(a) 基準交付株式数

各対象取締役に係る基準交付株式数は、各対象取締役の役位等を踏まえ、以下のとおりとします。

役位	基準交付株式数
代表取締役	11,000株
代表取締役以外の取締役	8,500株

(b) 株式交付割合

株式交付割合は、中期経営計画における連結業績である連結営業利益を用いるもの（以下「指標A」といいます。）、連結ROEを用いるもの（以下「指標B」といいます。）

す。)、及び親会社株主に帰属する当期純利益を用いるもの（以下「指標C」といいます。）、及び親会社株主に帰属する当期純利益を用いるもの（以下「指標C」といいます。）の3種類の指標を用いて、以下の計算式により算出する割合とします。

$$\frac{\text{"指標Aに係る支給率} + \text{指標Bに係る支給率} + \text{指標Cに係る支給率}}{3}$$

当該指標を選定した理由は、中長期の業績及び企業価値との連動性を重視し、中期経営計画における経営目標値と同一の指標を用いるためであります。

指標Aは評価期間の最終日を含む事業年度（2025年3月期）に係る当社の有価証券報告書で開示される確定した連結損益計算書に記載される連結営業利益（以下、単に「連結営業利益」といいます。）としております。

指標Bは、評価期間の最終日を含む事業年度（2025年3月期）に係る当社の有価証券報告書で開示される確定した連結貸借対照表及び連結損益計算書に基づき算出される連結ROE（以下、単に「連結ROE」といいます。）としております。

連結ROEは、以下の式により算定されます。

$$\text{連結ROE} = \frac{\text{親会社株主に帰属する当期純利益}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}) \div 2} \times 100$$

※自己資本＝純資産合計－株式引受権－新株予約権－非支配株主持分

指標Cは、評価期間に含まれる各事業年度（2023年3月期、2024年3月期及び2025年3月期）に係る当社の有価証券報告書で開示される確定した連結損益計算書に記載の親会社株主に帰属する当期純利益の合計額（以下、単に「親会社株主に帰属する当期純利益」といいます。）としております。

2022年度の本制度においては、各指標の目標値を以下のとおり設定し、目標値の達成度合いに応じて支給率を0～120%の範囲で変動させ、株式交付割合を定めております。なお、実際の当社株式の交付時期は、評価期間の最終日を含む事業年度終了後となりますので、当期中に権利が確定したユニットはございません。

指標の種別	2025年3月期 目標値 (連結)	2024年3月期 実績値 (連結)
連結営業利益	1,300百万円	1,488百万円
連結ROE	14.0%	20.1%
親会社株主に帰属する当期純利益 (2023年3月期、2024年3月期及び2025年3月期の合計額)	3,000百万円	2,274百万円

(c) 在任期間比率

$$\text{在任期間比率} = \text{在任月数} / 36$$

在任月数は、評価期間中に対象取締役が当社の取締役として在任した月の合計数をいいます。

ただし、(ア)評価期間の途中で新たに当社の取締役に就任したことにより対象取締役に加えられた者については、就任した月の初めから在任したものとして在任期間比率を算定します。また、(イ)評価期間の途中で当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役を退任した対象取締役については、退任した月の末日まで在任したものとして在任期間比率を算定します。

(2023年度に係る本制度の内容)

2023年度においては、新たに見直しを行った中期経営計画 (2024年3月期～2026年3月期) における達成目標を踏まえたインセンティブとして、2023年6月23日開催の取締役会において本制度の内容を次のとおり決めました。

(a) 評価期間

新たに見直しを行った当社の中期経営計画 (2024年3月期～2026年3月期) の対象期間である2023年4月1日から2026年3月31日までの期間 (以下「評価期

間」といいます。)とします。なお、取締役会の決定により、評価期間の途中で新たに取締役に就任した者も対象取締役に加えることができるものとします。

(b) 株式の交付の条件

当社は、対象取締役に對し、対象取締役が評価期間中継続して当社の取締役の地位にあることを条件として、評価期間終了後に、評価期間の業績目標達成度に応じて算定される数の当社株式を交付します。ただし、評価期間の途中で新たに当社の取締役に就任した対象取締役は取締役に就任した日から、当社の取締役会が正当と認める理由により退任した対象取締役は当該退任した日まで、継続して当社の取締役の地位にあることを条件とします。なお、対象取締役が本制度に基づく株式の交付又は金銭の支給を受ける前に死亡した場合には、対象取締役は、本制度に基づく株式の交付又は金銭の支給を受ける権利を取得せず、又は株式の交付又は金銭の支給を受ける権利を喪失します。

(c) 交付する当社株式の数の算定方法

本制度に基づき対象取締役に交付する当社株式の数（以下「最終交付株式数」といいます。）は、下記「1.報酬等の算定方法」のとおり算定します。

(d) 当社株式の交付時期

本制度に基づく当社株式の交付は、評価期間の最終日を含む事業年度が終了した後当該事業年度に係る計算書類の内容が会社法の規定に基づき定時株主総会へ報告される日（以下「権利確定日」といいます。）から2か月以内に行います。

(e) 当社株式の交付方法

本制度に基づく当社株式の交付は、権利確定日から1か月以内に行われる取締役会決議（以下「交付取締役会決議」といいます。）に基づき、取締役の報酬等として金銭の払込み又は財産の給付を要しない方法で行います。

(f) 組織再編等が行われた場合

交付取締役会決議前に次の(ア)ないし(カ)に掲げる事項（以下「組織再編等」といいます。）が当社の株主総会（ただし、(イ)において当社の株主総会による承認を要さない場合及び(カ)においては、当社の取締役会）で承認（当該承認の日を、以下「組織再編等承認日」といいます。）された場合（ただし、次の(ア)ないし(カ)に定める日が本制度に基づく株式の交付の完了より前に到来することが予定されているときに限り、）当社、最終交付株式数の株式に代えて、対象取締役に對し、下

記<組織再編等が行われた場合の支給金額の算定方法>により算出された金額の金銭を支給します。かかる金銭の支給は、組織再編等承認日から20日以内に行われるものとしします。

(ア) 当社が消滅会社となる合併契約

合併の効力発生日

(イ) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画（当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限りします。）

会社分割の効力発生日

(ウ) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画

株式交換又は株式移転の効力発生日

(エ) 株式の併合（当該株式の併合により対象取締役に関する基準交付株式数が1株に満たない端数のみとなる場合に限りします。）

株式併合の効力発生日

(オ) 当社株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得

会社法第171条第1項第3号に規定する取得日

(カ) 当社株式を対象とする株式売渡請求（会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味します。）

会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日

1.報酬等の算定方法

本制度に基づき各対象取締役に交付される株式の数は、(a)対象取締役の役位等を踏まえて設定した基準交付株式数に、(b)取締役会で定める業績指標の目標達成度等を乗じ、(c)評価期間に占める対象取締役の在任期間を踏まえた合理的な調整を行うことで決定いたします。

$$\begin{aligned} & \text{最終交付株式数 (※1、2、3、4)} \\ & = (a)\text{基準交付株式数} \times (b)\text{株式交付割合} \times (c)\text{在任期間比率} \end{aligned}$$

- ※1 計算の結果、100株未満の端数（小数点も含みます。）が生じた場合には、これを切り上げます。
- ※2 当社株式の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、最終交付株式数を併合・分割の比率を乗じて調整します。
- ※3 対象取締役に交付する当社株式の総数が年間80,000株を超える場合又は対象取締役に交付する当社株式に係る報酬額の総額が年額75百万円を超える場合には、各対象取締役の最終交付株式数を按分比例により各上限を超えないよう減少させます。
- ※4 個人別の交付株式数の上限及び報酬額の上限は次のとおりとし、計算の結果これを超過する場合には、最終交付株式数は交付株式数の上限数、支給する報酬額は報酬額の上限金額とします。なお、必要がある場合には上記※3の調整を行います。

役位	交付株式数の上限数	報酬額の上限金額
代表取締役	4,800株	30,000,000円
代表取締役以外の取締役	3,600株	22,500,000円

(a) 基準交付株式数

各対象取締役に係る基準交付株式数は、各対象取締役の役位等を踏まえ、以下のとおりとします。

役位	基準交付株式数
代表取締役	4,000株
代表取締役以外の取締役	3,000株

(b) 株式交付割合

株式交付割合は、中期経営計画における連結業績である連結営業利益を用いるもの（以下「指標A」といいます。）、連結ROEを用いるもの（以下「指標B」といいます。）、及び親会社株主に帰属する当期純利益を用いるもの（以下「指標C」といいます。）の3種類の指標を用いて、以下の計算式により算出する割合とします。

$$\frac{\text{"指標Aに係る支給率} + \text{指標Bに係る支給率} + \text{指標Cに係る支給率}}{3}$$

当該指標を選定した理由は、中長期の業績及び企業価値との連動性を重視し、中期経営計画における経営目標値と同一の指標を用いるためであります。

指標Aは評価期間の最終日を含む事業年度（2026年3月期）に係る当社の有価証券報告書で開示される確定した連結損益計算書に記載される連結営業利益（以下、単に「連結営業利益」といいます。）としております。

指標Bは、評価期間の最終日を含む事業年度（2026年3月期）に係る当社の有価証券報告書で開示される確定した連結貸借対照表及び連結損益計算書に基づき算出される連結ROE（以下、単に「連結ROE」といいます。）としております。

連結ROEは、以下の式により算定されます。

$$\text{連結ROE} = \frac{\text{親会社株主に帰属する当期純利益}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}) \div 2} \times 100$$

※自己資本＝純資産合計－株式引受権－新株予約権－非支配株主持分

指標Cは、評価期間に含まれる各事業年度（2024年3月期、2025年3月期及び2026年3月期）に係る当社の有価証券報告書で開示される確定した連結損益計算書に記載の親会社株主に帰属する当期純利益の合計額（以下、単に「親会社株主に帰属する当期純利益」といいます。）としております。

2023年度の本制度においては、各指標の目標値を以下のとおり設定し、目標値の達成度合いに応じて支給率を0～120%の範囲で変動させ、株式交付割合を定めております。なお、実際の当社株式の交付時期は、評価期間の最終日を含む事業年度終了後となりますので、当期中に権利が確定したユニットはございません。

指標の種別	2026年3月期 目標値 (連結)	2024年3月期 実績値 (連結)
連結営業利益	1,750百万円	1,488百万円
連結ROE	14.0%	20.1%
親会社株主に帰属する当期純利益 (2024年3月期、2025年3月期及び2026年3月期の合計額)	3,300百万円	1,372百万円

(c) 在任期間比率

$$\text{在任期間比率} = \text{在任月数} / 36$$

在任月数は、評価期間中に対象取締役が当社の取締役として在任した月の合計数をいいます。

ただし、(ア)評価期間の途中で新たに当社の取締役に就任したことにより対象取締役に加えられた者については、就任した月の初めから在任したものとして在任期間比率を算定します。また、(イ)評価期間の途中で当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役を退任した対象取締役については、退任した月の末日まで在任したものとして在任期間比率を算定します。

2.対象取締役に対する株式交付の要件

当社は、対象取締役が次のいずれの要件も満たした場合に、対象取締役に対して当社株式を交付いたします。

- ①評価期間中、継続して当社取締役その他当社取締役会で定める地位にあったこと
- ②当社取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
- ③その他本制度の趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件

3. 評価期間中の退任等の取扱い

対象取締役が評価期間中に、当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位を喪失した場合において、当社の取締役会が相当と認める場合には、当社の取締役会において合理的に定める時期において、当社の取締役会が合理的に定める数の当社株式を付与し、又は当該当社株式の付与に代えて当社の取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することができるものとします。

4. 組織再編等における取扱い

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、本制度に係る上記報酬枠の範囲内で、本制度に基づく当社株式の交付に代えて、当社取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することができるものとしたします。

5. 株式の併合・分割等による調整

本制度に基づく株式の交付までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。以下同じ。）によって増減する場合は、併合・分割の比率を乗じて本制度の算定に係る株式数を調整します。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の限度額は、2020年6月25日開催の第26期定時株主総会において年額200百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は7名（うち社外取締役は2名）です。

監査等委員の報酬等の限度額は、2020年6月25日開催の第26期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員の員数は3名（うち社外取締役は2名）です。

また、別枠として、2022年6月24日開催の第28期定時株主総会において、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対し業績連動型株式報酬制度であるパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた報酬制度として、年間80,000株以内、

その金額は年額75百万円以内で、評価期間終了後に新株式の発行又は自己株式の処分により当社株式を交付することが決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の員数は5名です。

なお、2020年6月25日開催の第26期定時株主総会において、別枠として、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対し株式報酬型ストックオプションとして年額75百万円以内で新株予約権を割り当てることについて決議されておりましたが、上記パフォーマンス・シェア・ユニットを用いた報酬制度の導入に伴い、既に付与済みのものを除き、株式報酬型ストックオプション制度は廃止させていただいております。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社では、取締役の個人別の報酬額については、取締役会の委任決議に基づき、過半数の委員を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会が具体的内容を審議し、その答申を踏まえて取締役会の決議で決定することとしております。同委員会は、社外取締役である大嶋義孝氏を委員長として、代表取締役の吉岡隆氏、取締役の窪田茂氏、社外取締役の堀部保弘氏、太田知子氏、及び毛利正人氏の6名で構成されております。

指名・報酬委員会に対する委任権限の内容は、株主総会において承認を得られた報酬等の限度額の範囲内において、各取締役の責任、役割に応じて個人別の報酬等の内容を検討することです。

これらの権限を委任した理由は、報酬等の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化するためです。

取締役会は、当該権限が指名・報酬委員会によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会で審議した内容については、その答申を踏まえて取締役会が決議する措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	パフォーマンス・ シェア・ユニット	
取締役（監査等委員である ものを除く。） （うち社外取締役）	102,073 (7,200)	94,707 (7,200)	—	7,366 (—)	7 (2)
監査等委員である 取締役 （うち社外取締役）	22,500 (10,500)	22,500 (10,500)	—	—	3 (2)

- (注) 1.上記の取締役（監査等委員であるものを除く。）の支給人員には、2023年6月23日開催の第29回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2.パフォーマンス・シェア・ユニットは、当期において費用計上すべき額を記載しております。
3.上記のうち、業績連動報酬及びパフォーマンス・シェア・ユニットは業績連動報酬等に該当します。
4.上記のうち、パフォーマンス・シェア・ユニットは非金銭報酬等に該当します。

3-5. 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係（2024年3月31日現在）

地位	氏名	兼職先	兼職の内容	当社との関係
取締役	堀部 保弘	PCIホールディングス株式会社 株式会社リーふねっと	専務取締役専務執行役員 取締役	—
取締役	太田 知子	中村合同特許法律事務所	弁理士	—
取締役 (監査等委員)	毛利 正人	ベルトラ株式会社 株式会社Success Holders 東洋大学国際学部	社外取締役監査等委員 社外取締役監査等委員 教授	—
取締役 (監査等委員)	大嶋 義孝	コンサルティング大嶋 株式会社ドリーム神戸	所長 代表取締役社長	—

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	活 動 状 況
取締役	堀部 保弘	当事業年度に開催された取締役会15回中15回に出席し、豊富な経験をもとに議案審議等に必要な発言を行っております。
取締役	太田 知子	当事業年度に開催された取締役会15回中15回に出席し、豊富な経験をもとに議案審議等に必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	毛利 正人	当事業年度に開催された取締役会15回中14回、監査等委員会12回中12回に出席し、豊富な経験をもとに議案審議等に必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	大嶋 義孝	当事業年度に開催された取締役会15回中15回、監査等委員会12回中11回に出席し、豊富な経験をもとに議案審議等に必要な発言を行っております。

③ 社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務について

堀部保弘氏は、自ら会社経営に携わるとともに、情報システム業務にも精通しており、当該視点から当社に対して監督機能を果たしていただくことを期待しております。当事業年度では、取締役会における助言などを通して、当社の社外取締役として業務執行に対する適切な役割を果たしていただきました。また、指名・報酬諮問委員会の委員として委員会にも出席し、積極的な意見を述べていただいております。

太田知子氏は、経済産業省や海外における豊富な経験と高い知見を有しており、当該視点から当社に対して監督機能を果たしていただくことを期待しております。当事業年度では、取締役会において女性の立場から助言いただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する適切な役割を果たしていただきました。また、指名・報酬諮問委員会の委員として委員会にも出席し、積極的な意見を述べていただいております。

毛利正人氏は、大手監査法人での勤務経験とともに会社経営者としての経験も有しており、現在は大学においても教鞭をとられるなど、豊富な経験と知見を活かして当社に対する監督・監査機能を果たしていただくことを期待しております。当事業年度では、取締役会及び監査等委員会における積極的な発言や助言をとおして、当社の社外取締役として業務執行に対する適切な役割を果たしていただきました。また、指名・報酬諮問委員会の委員として委員会にも出席し、積極的な意見を述べていただいております。

大嶋義孝氏は、企業における経理・財務・資本政策、情報システム業務等の豊富な経験と高い知見を有しており、当該視点から当社に対する監督・監査機能を果たしていただくこと

を期待しております。当事業年度では、取締役会及び監査等委員会における積極的な発言や助言をとおして、当社の社外取締役として業務執行に対する適切な役割を果たしていただきました。また、取締役の報酬制度改訂にあたっては、指名・報酬委員会の委員長として、その検討プロセスにおいて主導的役割を果たしていただきました。

4. 会計監査人の状況

4-1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

4-2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42,735千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42,735千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が総合的に検討した結果、以下の理由からその報酬は妥当であると認め、上記報酬等の額について同意しております。
- ・ 監査の品質・効率において満足する成果を上げている。
 - ・ 前事業年度の実績と当事業年度の計画を比較し、監査内容・監査工数が妥当である。
 - ・ 報酬単価が前事業年度以前と比較しておおむね妥当な水準である。
 - ・ 内部統制を含む監査報酬額が、他の同規模の上場企業と比べおおむね妥当である。
 - ・ 会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはそれらの合計額を記載しております。
3. 当社の子会社であるLirik, Inc.、Lirik Infotech Private Limited、及びLirik Software Services Canada Ltd.は、グラントソントン・インターナショナルの監査を受けております。

4-3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、必要に応じて、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、その職務を全うしていく上で会計監査人に重大な支障があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提出する方針です。

4-4. 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した懲戒処分の概要

1. 処分対象

太陽有限責任監査法人

2. 処分内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止 3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査法人の業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

3. 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の有効性及び効率性、財務諸表の信頼性確保、法令等の遵守並びに資産の保全を目的として、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハ、会社法施行規則第110条の4第1項及び第2項の規定に従い、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決定します。

5-1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が、業務を遂行するにあたり遵守すべき基本的事項を企業行動規範（グループ共通規程）として当社が定め、周知徹底する。
- ・ 当社及び当社子会社は、内部通報規程（グループ共通規程）に基づく内部通報制度を設け、法令遵守上疑義のある行為等を発見した場合に直接通報する手段を確保し、不正行為等の早期発見と是正を図る。
- ・ 当社は、内部監査部門として、業務執行部門から独立した内部監査室を代表取締役直轄組織として設置し、代表取締役及び監査等委員会の指示に基づき、定期的に当社各部門及び当社子会社の業務執行及びコンプライアンスの状況等の確認、内部統制システムの適正性、効率性の検証を行うものとする。また、その結果は代表取締役及び監査等委員会に報告され、内部統制システムの継続的な見直しに活用される。
- ・ 当社及び当社子会社は、当社が設置したリスク・コンプライアンス委員会によって、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。

5-2. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 当社は、取締役会規程、稟議規程等に基づき取締役の職務執行に係る議事録等の文書その他の情報は、法令及び社内規程に基づき、適切に保存、管理する。
- ・ 当社及び当社子会社の取締役、監査等委員及び監査役は、これらの文書を必要に応じ閲覧できる。

5-3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社は、リスク管理規程（グループ共通規程）を制定するとともにリスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社及び当社子会社のリスクを一元的に把握、管理することとし、リスク発生を未然に防止し、リスク発生時の対処を行う体制を構築・強化する。

5-4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 当社は、3か月に1回以上、定例の取締役会を開催するほか、必要に応じて随時に開催し、重要事項の審議及び決定を行う。

5-5. 当社及び当社子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制

① 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・ 当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
- ・ 当社は、子会社の営業成績、財務状況及びその他重要な情報について当社取締役会で報告することを求める。

② 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社は、リスク管理規程（グループ共通規程）に基づき当社子会社にリスク管理を実施することを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ・ 当社は、当社子会社を含めたリスク管理を担当する機関としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、グループ全体のリスク管理とその推進にかかわる課題・対応策を審議する。

③ 当社子会社の取締役等の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 当社は、当社子会社の独立性を尊重しつつ、3か月に1回以上、定例の取締役会を開催させるほか、必要に応じて随時に開催させ、重要事項の審議及び決定をさせる。

④ 当社子会社の取締役等及び使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合するための体制

- ・ 当社は、当社子会社にその役員及び使用人が、企業行動規範(グループ共通規程)に基づく業務遂行及び個人として遵守すべき行動を実行し、社会から信頼される企業となる体制を構築させる。
- ・ 当社は、当社子会社に、その役員及び使用人等の組織的又は個人的な法令違反行為、不正行為（以下「不正行為等」という）に関する相談又は通報のためのホットラインの運用を義務付け、不正行為等の早期発見と是正を図る体制を構築させる。
- ・ 当社の監査等委員及び内部監査部門は、当社子会社の業務の適正性について調査する。

-
- 5-6. 監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査等委員会が求めた場合には、当該取締役及び使用人を任命配置することができる。
 - ・ 監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とする。
 - ・ 監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けない。また、当該取締役及び使用人の評価については、監査等委員会の意見を聴取する。
- 5-7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
- ・ 監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受ける。
 - ・ 監査等委員である取締役は、必要に応じて内部監査室から報告を受ける。
 - ・ 取締役及び使用人は、取締役会及び重要な会議に付議する重要事項、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査等委員会に報告する。
 - ・ 当社グループの取締役、使用人及び当社子会社の監査役は、内部通報制度を利用し監査等委員へ報告することができ、監査等委員は必要に応じて当社グループの取締役、使用人及び当社子会社監査役に対し報告を求めることができる。
 - ・ 取締役及び使用人は、監査等委員会から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行う。
- 5-8. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社は、報告を行った通報者に対し、内部通報規程(グループ共通規程)に基づき当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループに周知徹底する。

5-9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員会が決定した監査等委員会規程及び監査計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。
- ・ 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
- ・ 監査等委員会は、内部監査責任者及び会計監査人と必要に応じ相互に情報交換など連携を強め、監査の実質的向上を図る。

5-10. 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

5-11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度に適切に対応するため、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば適宜是正し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性を確保する。

5-12. 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ・ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求には一切応じないことを基本方針とする。
- ・ 企業行動規範に「反社会的勢力との関係の排除方針」を規定し、周知するとともに、反社会的勢力の対応部署を定め、反社会的勢力に対して組織的に毅然とした姿勢で対応する体制を整備する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社及び当社子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めています。

② リスク・コンプライアンス管理体制

当社は、当社及び当社子会社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を実施し、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行うとともに内部通報規程により相談・通報体制を設けることでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

また、当社各部署及び当社子会社から報告されたリスクのレビューを実施し、全社的な情報共有に努め、当該リスクについては適正に管理、対応しております。

③ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び当社子会社の内部監査を実施しました。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主還元を経営の重要事項の一つとして位置付け、財務基盤の健全性を維持し、新たな事業展開に備え、内部留保の充実にも努めつつ、安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。株主還元のうち配当金については、配当金・株主優待を合わせて株主資本配当率を5%から5.5%を目安に還元することとしております。

本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	6,972,816
現金及び預金	4,150,867
売掛金及び契約資産	2,434,848
電子記録債権	121,503
仕掛品	3,659
前払費用	109,868
その他	154,904
貸倒引当金	△2,836
固定資産	2,924,969
有形固定資産	133,164
建物附属設備	246,489
減価償却累計額	△129,888
工具、器具及び備品	98,408
減価償却累計額	△81,845
無形固定資産	655,026
ソフトウェア	1,890
顧客関連資産	443,510
のれん	209,561
その他	64
投資その他の資産	2,136,777
投資有価証券	1,533,401
関係会社株式	19,847
関係会社長期貸付金	33,312
長期前払費用	58,622
繰延税金資産	58,593
敷金及び保証金	234,906
保険積立金	91,350
その他	106,743
資産合計	9,897,785

科目	金額
負債の部	
流動負債	1,766,154
買掛金	482,234
1年内返済予定の長期借入金	90,000
未払金	215,741
未払費用	200,991
未払法人税等	174,047
未払消費税等	104,831
品質保証引当金	17,976
賞与引当金	181,109
株主優待引当金	22,081
その他	277,140
固定負債	832,871
長期借入金	360,000
繰延税金負債	305,192
役員退職慰労引当金	26,960
退職給付に係る負債	53,099
資産除去債務	87,619
負債合計	2,599,025
純資産の部	
株主資本	6,152,319
資本金	562,520
資本剰余金	202,747
利益剰余金	6,199,838
自己株式	△812,786
その他の包括利益累計額	1,022,594
その他有価証券評価差額金	811,072
為替換算調整勘定	215,492
退職給付に係る調整累計額	△3,971
株式引受権	48,489
新株予約権	5,849
非支配株主持分	69,506
純資産合計	7,298,759
負債及び純資産合計	9,897,785

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		12,639,296
売上原価		8,547,959
売上総利益		4,091,337
販売費及び一般管理費		2,602,683
営業利益		1,488,654
営業外収益		
受取利息	382	
受取配当金	26,032	
持分法による投資利益	899	
受取手数料	17,461	
助成金収入	13,960	
為替差益	4,661	
その他	6,516	69,914
営業外費用		
支払利息	2,974	
投資事業組合運用損	3,817	
支払手数料	5,736	
その他	0	12,527
経常利益		1,546,040
特別利益		
保険解約返戻金	1,490	
投資有価証券売却益	459,859	461,350
特別損失		
保険解約損	61	61
税金等調整前当期純利益		2,007,329
法人税、住民税及び事業税	544,101	
法人税等調整額	76,447	620,548
当期純利益		1,386,780
非支配株主に帰属する当期純利益		14,580
親会社株主に帰属する当期純利益		1,372,200

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
2023年4月1日残高	562,520	202,747	5,125,198	△819,050		5,071,414
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当			△297,543			△297,543
親会社株主に帰属する当期純利益			1,372,200			1,372,200
自己株式の処分		△16		6,264		6,248
利益剰余金から資本剰余金への振替		16	△16			—
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)						
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,074,640	6,264		1,080,904
2024年3月31日残高	562,520	202,747	6,199,838	△812,786		6,152,319

	その他の包括利益累計額				株式引受権	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計				
2023年4月1日残高	1,288,129	127,373	△1,898	1,413,605	21,585	6,946	50,821	6,564,373
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△297,543
親会社株主に帰属する当期純利益								1,372,200
自己株式の処分								6,248
利益剰余金から資本剰余金への振替								—
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	△477,056	88,119	△2,073	△391,010	26,903	△1,096	18,684	△346,518
連結会計年度中の変動額合計	△477,056	88,119	△2,073	△391,010	26,903	△1,096	18,684	734,385
2024年3月31日残高	811,072	215,492	△3,971	1,022,594	48,489	5,849	69,506	7,298,759

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|--------------|--|
| (1) 連結子会社数 | 6社 |
| (2) 連結子会社の名称 | 沖縄テクノス株式会社
ブレインセラーズ・ドットコム株式会社
Tecnos Global Company of America, Inc.
Lirik, Inc.
Lirik Infotech Private Limited
Lirik Software Services Canada Ltd. |

2. 非連結子会社の名称等

非連結子会社はありません。

3. 持分法適用に関する事項

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| 持分法適用の関連会社の数 | 2社 |
| 関連会社の名称 | 株式会社バイタルヴォイス
株式会社カイバファクトリー |

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社

ブレインセラーズ・ドットコム株式会社 12月31日

Lirik, Inc. 12月31日

ブレインセラーズ・ドットコム株式会社及びLirik, Inc.は決算日の差異が3ヶ月を超えていないため、子会社の決算日の計算書類に基づき連結しております。また、Lirik Infotech Private Limited及びLirik Software Services Canada Ltd.は、Lirik, Inc.の子会社であるため、12月31日に本決算に準じた仮決算を行い連結しております。なお、連結決算日の差異により生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

2. 会計方針に関する事項

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～29年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産

① 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

② のれん

投資効果の及ぶ期間（7～8年）で均等償却を行っております。

③ 顧客関連資産

効果の及ぶ期間（12～14年）に基づく定額法によっております。

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 品質保証引当金

客先納入後の瑕疵担保等の費用の支出に備えるため、実績率に基づき算出した発生見込額を計上しております。また、品質確保に際し、個別に見積可能な費用については発生見込額を見積計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用発生に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づく退職給付債務を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。退職給付発生の翌連結会計年度から平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理をすることとしております。

5. 収益及び費用の計上基準

(1) 準委任契約等

準委任契約等はサービス支援等であり、企業が履行義務を充足するにつれて、顧客が便益を享受するものであるため、履行義務の充足にかかる進捗度に基づき一定期間にわたり収益認識を行っております。

(2) 請負契約

請負契約は受注制作のソフトウェア開発に係るものであります。当社は情報システムのコンサルティングから企画・開発・保守に至る一連のサービスを提供する情報システムソリューションサービスで設計・製造しており、本件取引で販売する財は、各種設計書（基本設計書、プログラム設計書、その他設計書）、プログラム等（プログラムや、開発ツールの生成物、その他）、及び関連文書（テスト報告書等）であります。請負契約の収益認識は、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益認識を行っております。

(3) 販売契約

販売契約は、市販のソフトウェア製品やハードウェア製品（以下、製品等）の販売にかかる取引であります。製品等の物販については、製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更)

(売上計上方法の変更について)

当社グループでは、受注制作のソフトウェア開発に関する収益認識は、原則として、契約における履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益認識を行っておりますが、ごく短期的な契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益認識を行っておりました。

2023年8月より、経営及び業務の更なる合理化、効率化のため、旧基幹システムに替えて新基幹システムを稼働させております。

これを契機に、より適正な損益管理を目的として、受注額が確定している全ての契約について、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更いたしました。

なお、今回の変更が連結貸借対照表、連結損益計算書及び利益剰余金の当期首残高に与える影響は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

1. 一定の期間にわたり収益認識を行う受注制作のソフトウェア開発

(1) 連結計算書類に計上した金額

売上高 (年間) 1,014,260千円

当連結会計年度末時点で一定の期間にわたり収益認識を行う売上高 103,209千円

(2) 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、受注制作のソフトウェア開発に関する収益認識は、受注額が確定している全ての契約について、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益認識を行っております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、原価総額の見積額に対する累積実際発生原価の割合 (インプット法) で算出しております。開発作業の進行等に応じて当初予定した

開発工数の見直しが行われ、原価総額の見積額が変動する可能性があり、その変動に伴い売上高が変動する可能性があることから、その見積り及び仮定を継続的に見直しております。履行義務の結果を合理的に測定できない場合は、累積実際発生原価の範囲でのみ収益認識を行っております。

2. Lirik, Inc.に係るのれん及び顧客関連資産の減損会計

(1) 連結計算書類に計上した金額

Lirik, Inc.に係るのれん 42,325千円、及び顧客関連資産 139,819千円

(2) 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、Lirik, Inc.を子会社化し、取得の会計処理を行い、のれん及び顧客関連資産をそれぞれ計上しております。

当連結会計年度末時点においては、減損の兆候に関し固定資産の減損に係る会計基準の適用指針第11項から第17項及び第76項等を慎重に検討した結果、減損の兆候を識別しておりませんが、この判断の見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

3. ブレインセラーズ・ドットコム株式会社に係るのれん及び顧客関連資産の減損会計

(1) 連結計算書類に計上した金額

ブレインセラーズ・ドットコム株式会社に係るのれん 167,236千円、及び顧客関連資産 303,690千円

(2) 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、ブレインセラーズ・ドットコム株式会社を子会社化し、取得の会計処理を行い、のれん及び顧客関連資産をそれぞれ計上しております。

当連結会計年度末時点においては、減損の兆候に関し固定資産の減損に係る会計基準の適用指針第11項から第17項及び第76項等を慎重に検討した結果、減損の兆候を識別しておりませんが、この判断の見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりです。

売掛金 2,331,639千円

契約資産 103,209千円

(2) 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 237,782千円

7. 連結損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 12,639,296千円

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式数 20,400,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	1,203,656	9,130	9,241	1,203,545

(変動事由の概要)

増減数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬制度対象者の資格喪失に伴う無償取得 9,130株

譲渡制限付株式付与に伴う自己株式の処分 8,041株

ストック・オプションの行使に伴う自己株式の処分 1,200株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月15日 取締役会	普通株式	297,543	15.5	2023年3月31日	2023年6月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月15日 取締役会	普通株式	345,536	18.0	2024年3月31日	2024年6月11日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|--------|
| 普通株式 | 6,400株 |
|------|--------|

9. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券はその他有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。関係会社長期貸付金は当社の関係会社に対する貸付金であり、貸付先の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は建物賃貸借契約等に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は、ほとんどが2か月以内の支払期日であります。

借入金は、主にM&Aに必要な資金及び運転資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後、最長で5年以内であります。また、借入金は変動金利によるものであり、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク管理

当社グループでは、「与信管理規程」に従い、営業債権について取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

② 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループの各社で、月次に資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

「現金及び預金」「売掛金」「電子記録債権」「買掛金」「未払金」「1年内返済予定の長期借入金」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

投資有価証券に計上されている市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額17,429千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、関係会社株式（連結貸借対照表計上額19,847千円）についても、市場価格がないことから次表には含めておりません。

なお、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資（連結貸借対照表計上額91,997千円）については記載を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	1,515,972	1,515,972	—
(2) 関係会社長期貸付金	33,312	33,155	△157
(3) 敷金及び保証金	234,906	234,556	△349
資産 計	1,784,191	1,783,684	△507
(1) 長期借入金 (※1)	450,000	450,000	—
負債 計	450,000	450,000	—

(※1) 長期借入金には1年内返済予定の金額を含んでおります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	1,515,972	—	—	1,515,972
資産 計	1,515,972	—	—	1,515,972

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
関係会社長期貸付金	－	33,155	－	33,155
敷金及び保証金	－	234,556	－	234,556
資産 計	－	267,711	－	267,711
長期借入金（※1）	－	450,000	－	450,000
負債 計	－	450,000	－	450,000

（※1）長期借入金には1年内返済予定の金額を含んでおります。

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 収益を分解した情報

当社グループは、情報システムソリューションサービス事業を営んでおり、財又はサービスの種類は、準委任契約等、請負契約、販売契約であります。

(単位：千円)

	報告セグメント		その他	合計
	情報システムソリューションサービス	計		
準委任契約等	11,230,771	11,230,771	—	11,230,771
請負契約	633,242	633,242	—	633,242
販売契約	775,282	775,282	—	775,282
収益を分解した情報	12,639,296	12,639,296	—	12,639,296
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	12,639,296	12,639,296	—	12,639,296

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社では、顧客に対して情報システムの企画・立案（コンサルティング）から分析・設計、開発、導入、保守に至る一連のサービスを提供しております。

当社及び連結子会社と顧客との間で締結する契約形態は、準委任契約等、請負契約、販売契約に分類できます。

準委任契約等はサービス支援等であり、企業が履行義務を充足するにつれて、顧客が便益を享受するものであるため、履行義務の充足にかかる進捗度に基づき一定期間にわたり収益認識を行っております。

請負契約は受注制作のソフトウェア開発に係るものであります。当社は情報システムのコンサルティングから企画・開発・保守に至る一連のサービスを提供する情報システムソリューションサービスで設計・製造しており、本件取引で販売する財は、各種設計書（基本設計書、プログラム設計書、その他設計書）、プログラム等（プログラムや、開発ツールの生成物、その他）、及び関連文書（テスト報告書等）であります。請負契約の収益認識は、履行

義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益認識を行っております。

販売契約は、市販のソフトウェア製品やハードウェア製品（以下、製品等）の販売にかかる取引であります。製品等の物販については、製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

(3) 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,965,435	2,331,639
契約資産	359,799	103,209
契約負債	195,846	237,782

契約資産は、主に請負契約について未請求の受注制作のソフトウェア開発に係る対価に対する当社及び連結子会社に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該請負契約に関する対価は、主に得意先の検収月の月末に請求し、翌月末に受領しております。

契約負債は、主に、一定の期間にわたり収益を認識する顧客とのライセンス契約について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、195,846千円であります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 373円76銭
- 1株当たり当期純利益 71円48銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	4,256,440
現金及び預金	2,146,442
売掛金及び契約資産	1,816,086
電子記録債権	121,503
前渡金	66,891
前払費用	92,179
その他	13,335
固定資産	3,550,217
有形固定資産	110,246
建物附属設備	214,064
減価償却累計額	△109,847
工具、器具及び備品	39,241
減価償却累計額	△33,211
無形固定資産	1,169
ソフトウェア	1,132
その他	36
投資その他の資産	3,438,800
投資有価証券	1,515,972
関係会社株式	1,439,601
出資金	91,997
関係会社長期貸付金	30,000
長期前払費用	58,493
敷金及び保証金	196,693
保険積立金	91,350
その他	14,692
資産合計	7,806,657

科目	金額
負債の部	
流動負債	1,192,087
買掛金	388,480
1年内返済予定の長期借入金	90,000
未払金	118,951
未払費用	71,019
未払法人税等	149,540
未払消費税等	82,132
前受金	83,277
預り金	21,633
品質保証引当金	17,976
賞与引当金	138,618
株主優待引当金	22,081
その他	8,377
固定負債	533,539
長期借入金	360,000
繰延税金負債	101,390
資産除去債務	72,149
負債合計	1,725,626
純資産の部	
株主資本	5,215,618
資本金	562,520
資本剰余金	212,520
資本準備金	212,520
利益剰余金	5,253,365
利益準備金	119,799
その他利益剰余金	5,133,565
別途積立金	700,000
繰越利益剰余金	4,433,565
自己株式	△812,786
評価・換算差額等	811,072
その他有価証券評価差額金	811,072
株式引受権	48,489
新株予約権	5,849
純資産合計	6,081,030
負債及び純資産合計	7,806,657

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		9,351,258
売上原価		6,685,358
売上総利益		2,665,900
販売費及び一般管理費		1,704,104
営業利益		961,795
営業外収益		
受取利息	96	
受取配当金	57,271	
受取手数料	17,461	
助成金収入	10,419	
業務受託料	6,538	
為替差益	3,894	
その他	7,548	103,231
営業外費用		
支払利息	3,550	
投資事業組合運用損	3,817	
支払手数料	5,736	
その他	0	13,104
経常利益		1,051,922
特別利益		
保険解約返戻金	598	
投資有価証券売却益	459,859	460,458
特別損失		
保険解約損	61	61
税引前当期純利益		1,512,319
法人税、住民税及び事業税	373,597	
法人税等調整額	41,880	415,477
当期純利益		1,096,841

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
2023年4月1日残高	562,520	212,520	—	212,520	119,799	700,000	3,634,283	4,454,083
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△297,543	△297,543
当期純利益							1,096,841	1,096,841
自己株式の処分			△16	△16			△16	△16
利益剰余金から資本剰余金への振替			16	16				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	799,281	799,281
2024年3月31日残高	562,520	212,520	—	212,520	119,799	700,000	4,433,565	5,253,365

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		株 式 引 受 権	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計			
2023年4月1日残高	△819,050	4,410,072	1,288,129	1,288,129	21,585	6,946	5,726,734
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△297,543					△297,543
当期純利益		1,096,841					1,096,841
自己株式の処分	6,264	6,248					6,248
利益剰余金から資本剰余金への振替		—					—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			△477,056	△477,056	26,903	△1,096	△451,249
事業年度中の変動額合計	6,264	805,546	△477,056	△477,056	26,903	△1,096	354,296
2024年3月31日残高	△812,786	5,215,618	811,072	811,072	48,489	5,849	6,081,030

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～18年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産

① 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 品質保証引当金 客先納入後の瑕疵担保等の費用の支出に備えるため、実績率に基づき算出した発生見込額を計上しております。また、品質確保に際し個別に見積可能な費用については発生見込額を見積計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 株主優待引当金 株主優待制度に基づく費用発生に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

- (1) 準委任契約等 準委任契約等はサービス支援等であり、企業が履行義務を充足するにつれて、顧客が便益を享受するものであるため、履行義務の充足にかかる進捗度に基づき一定期間にわたり収益認識を行っております。
- (2) 請負契約 請負契約は受注制作のソフトウェア開発に係るものであります。当社は情報システムのコンサルティングから企画・開発・保守に至る一連のサービスを提供する情報システムソリューションサービスで設計・製造しており、本件取引で販売する財は、各種設計書（基本設計書、プログラム設計書、その他設計書）、プログラム等（プログラムや、開発ツールの生成物、その他）、及び関連文書（テスト報告書等）であります。請負契約の収益認識は、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益認識を行っております。
- (3) 販売契約 販売契約は、市販のソフトウェア製品やハードウェア製品（以下、製品等）の販売にかかる取引であります。製品等の物販については、製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

会計方針の変更に関する注記については、連結注記表「3. 会計方針の変更に関する注記」に記載されている内容と同一のため、記載を省略しております。

3. 表示方法の変更に関する注記方針

表示方法の変更に関する注記については、連結注記表「4. 表示方法の変更に関する注記」に記載されている内容と同一のため、記載を省略しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

一定の期間にわたり収益認識を行う受注制作のソフトウェア開発

(1) 計算書類に計上した金額

売上高 (年間) 1,014,260千円

当事業年度末時点で一定の期間にわたり収益認識を行う売上高 103,209千円

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

その他の情報については、連結注記表「5. 会計上の見積りに関する注記 (重要な会計上の見積り) (2)見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報」に記載されている内容と同一のため、記載を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 23,165千円

短期金銭債務 6,870千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 45,002千円

仕入高 97,394千円

その他の営業取引高 671千円

営業取引以外の取引による取引高 6,538千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	1,203,656	9,130	9,241	1,203,545

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、自社利用ソフトウェア、賞与引当金、資産除去債務等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、資産除去債務に対応する除去費用、及びその他有価証券評価差額金であります。

また、当社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日 第28項及び第61項）の適用はしておりません。現在予定もありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	沖縄テクノス株式会社	所有 直接100%	役務の受入 役員の兼任	コンピュータ・プログラムの外注(注1) グループシステム構築に関する業務受託(注3)	96,689 6,538	未収入金 買掛金	3,998 6,870
子会社	ブレインセラーズ・ドットコム株式会社	所有 直接100%	役員の兼任	消耗品等購入	671	未収入金	5
子会社	Lirik, Inc.	所有 直接95%	役務の受入 役員の兼任	コンピュータ・プログラムの制作(注2) コンピュータ・プログラムの外注(注1)	45,002 704	未収入金 売掛金	4,265 14,896
関連会社	株式会社バイタルヴォイス	所有 直接26%	資金貸借 取引	資金の貸付取引	30,000	関係会社 長期貸付金	30,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) コンピュータ・プログラムの外注については、子会社から提示された価格と他の外注先との取引価格を勘案してその都度交渉の上、決定しております。

(注2) コンピュータ・プログラムの制作については、当社の算定した対価に基づき、都度交渉の上、決定しております。

(注3) 情報処理システム利用料やソフトウェアについては、コンピューターの運営維持にかかる費用やシステム開発にかかる原価、譲渡時の償却後簿価等を勘案し、取引ごとに決定しております。

(2) 役員及び個人株主等

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「10. 収益認識に関する注記」に記載されている内容と同一のため、記載を省略しております。

11.1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	313円95銭
2. 1株当たり当期純利益	57円14銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社テクノスジャパン
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中村 憲一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 篠田 友彦 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社テクノスジャパンの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テクノスジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社テクノスジャパン
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中村 憲一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 篠田 友彦 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テクノスジャパンの2023年4月1日から2024年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作

成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第30期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、適宜内部監査部門に指示し重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月27日

株式会社テクノスジャパン 監査等委員会

常勤監査等委員 窪田 茂 ㊟

監査等委員（社外取締役） 毛利 正人 ㊟

監査等委員（社外取締役） 大嶋 義孝 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区日本橋二丁目11番2号
太陽生命日本橋ビル 26階 Room 3、4
(26階へは、6階より高層階用のエレベーターでお越しいただけます。)
電話 (03) 6665-0022



[交通のご案内]

- JR「東京駅」八重洲北口より徒歩5分
- 東京メトロ銀座線・東西線「日本橋駅」(直結)
- 都営浅草線「日本橋駅」より徒歩4分